

奈良市公報

号 外 第 11 号

平成 17年 6月 17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

目	次
告 示	
放置自転車等の保管	1
農用地利用集積計画の決定	2
住居番号の変更	2
結核指定医療機関の指定	2
道路の位置指定	2
開発行為に関する工事の完了	2
保存樹の指定	2
放置自転車等の保管	3
結核指定医療機関の指定辞退	3
結核指定医療機関の指定	3
住民票の職権消除	3
生活保護法の規定による施術者の指定	3
放置自転車等の保管	3
開発行為に関する工事の完了	4
奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示	4
奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	4
奈良市月ヶ瀬地域若者住宅利子助成金交付要綱	4
奈良市月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金支給要綱	5
奈良市月ヶ瀬地域出産奨励金支給要綱	6
奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	7
奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示	7
放置自転車等の保管	8
開発行為に関する工事の完了	8
奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	8
奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱	8
奈良市外出支援サービス事業実施要綱	16
奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示	22
奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示	22
奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱を廃止する告示	23
奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示	23
奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	

実施要綱	23
奈良市中心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱の一部を改正する告示	27
奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程の一部を改正する告示	27
自動車臨時運行許可番号の失効	29
奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の廃止	29
固定資産課税台帳に登録すべき平成 17年度の固定資産の価格等の登録	29
奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	29
老人ホームへの入所措置等実施要綱等の一部を改正する告示	29
奈良市簡易水道水源保護指導要綱	30
行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示	33
奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱を廃止する告示	34

告 示

奈良市告示第 146号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 3月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 3月 16日
- 3 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1 条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 3月 16日 揭示済)

奈良市告示第 147号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55年法律第 65号)第 18条第 1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成 17年 3月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市経済部農林課

(平成 17年 3月 16日 揭示済)

奈良市告示第 148号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条第 3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4項の規定により告示します。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

住居番号を変更した建造物の表示	
変 更 前	三碓三丁目 1 番 30- 室番号
変 更 後	三碓三丁目 1 番 30号

(平成 17年 3月 17日 揭示済)

奈良市告示第 149号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 17年 3月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所在地	指定年月日
おおめま皮フ科	奈良市押熊町 1153- 1	平成 17年 3月 1日
白銀皮フ科クリニ	奈良市富雄北一丁目 3	平成 17年 3

ツク	- 5キタダビル 2 F	月 1日
----	--------------	------

(平成 17年 3月 18日 揭示済)

奈良市告示第 150号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 3月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市押熊町 14番地
申請者氏名	吉村 明男
道路の位置	奈良市押熊町 88番地の 1 の一部
道路の幅員	6.01メートル~ 6.02メートル
道路の延長	10.50メートル
指定年月日	平成 17年 3月 22日
指 定 番 号	第 16021号

(平成 17年 3月 22日 揭示済)

奈良市告示第 151号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 10月 27日 奈良市指令都整開第 04A- 31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 3月 22日 第 921号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市杏町 588番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市杏町 15番地の 2
廣田 龍雄

(平成 17年 3月 22日 揭示済)

奈良市告示第 152号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例(平成 14年奈良市条例第 51号)第 7条第 1項の規定により保存樹を指定したので、同条第 5項の規定により次のとおり告

示します。

平成 17年 3月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定番号	樹木の内容			
16-003	樹木の名称	クロマツ	本数	1 本
	所在地	奈良市中町 488番地の 2		
16-004	樹木の名称	スギ	本数	1 本
	所在地	奈良市水間町 124番地		

(平成 17年 3月 23日 掲示済)

奈良市告示第 153号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 3月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 3月 23日 掲示済)

奈良市告示第 154号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所在地	辞退年月日
安田医院	奈良市阪原町 577	平成 17年 3月 21日

(平成 17年 3月 23日 掲示済)

奈良市告示第 155号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所在地	指定年月日
安田医院	奈良市中山町西二丁目 1052- 50	平成 17年 3月 22日

(平成 17年 3月 23日 掲示済)

奈良市告示第 156号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和 42年政令第 292号)第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

平成 17年 3月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

以下省略

(平成 17年 3月 24日 掲示済)

奈良市告示第 157号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 3月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
平井國弘	奈良市川之上 上突抜町 8	あすか治 療院	奈良市川之上 上突抜町 8	平成 17年 3月 9日

(平成 17年 3月 24日 掲示済)

奈良市告示第 158号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 3月 24日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 3月 24日 揭示済)

奈良市告示第 159号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 15年 10月 21日 奈良市指令都整開第 03A- 26号

平成 16年 7月 23日 奈良市指令都整開第 03A- 26- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 3月 24日 第 92号

(2) 公共施設 平成 17年 3月 24日 第 39号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南六丁目 1155番地の 1、1155番地の 3 及び 1155番地の 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来一丁目 8 番 1 号

宝来住宅開発株式会社

代表取締役 橋口 洋基

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南六丁目 1155番地の 4

(平成 17年 3月 24日 揭示済)

奈良市告示第 160号は、奈良市公報号外第 12号に掲載

奈良市告示第 161号

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱(平成 8年奈良市告示第 195号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「1,000万円」を「700万円」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱第 4 条の規定は、平成 17年度以後の予算に係る補助金について適用する。

(平成 17年 3月 25日 揭示済)

奈良市告示第 162号

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成 15年奈良市告示第 141号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる区域以外の区域

ア 下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 4 条第 1 項又は第 25条の 3 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域その他の下水道の整備が予定されている区域

イ 農業集落排水事業の実施区域として計画された区域

第 4 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 都市計画区域外において、住宅(専用住宅又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物をいう。)以外の建物に浄化槽を設置する者

第 6 条中「別表第 2」を「別表」に改める。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 25日 揭示済)

奈良市告示第 163号

奈良市月ヶ瀬地域若者住宅利子助成金交付要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市月ヶ瀬地域若者住宅利子助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 月ヶ瀬地域への定住を促進し、同地域の活性化を図るため、予算の範囲内で月ヶ瀬地域若者住宅利子助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和 59年奈良市規則第 23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「月ヶ瀬地域」とは、編入前の月ヶ瀬村の区域をいう。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 月ヶ瀬村の編入の日(以下「編入日」という。)の

前日に、月ヶ瀬地域内に住所を有し、同地域に引き続き 10年以上定住する意思があること。

(2) 第 1 回目の助成金の交付申請時に満 45歳以下であること。

(3) 床面積は 50平方メートル以上 220平方メートル(二世帯住宅にあっては 330平方メートル)以下の居住用住宅(以下「対象住宅」という。)の新築工事又は改良工事を行い、その資金を金融機関等から借り入れたこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、対象者が対象住宅の新築工事又は改良工事を行うために金融機関等から借り入れた資金(以下「対象資金」という。)について支払う利子の 2分の 1 に相当する額とする。ただし、1 年度につき 20万円を限度とする。

2 助成の期間は、60月以内とする。

(貸付け等の制限)

第 5 条 助成金の交付を受けた者は、第 1 回目の交付を受けた日から 10年間は、対象住宅を第三者に貸し付け、又は譲渡してはならない。

(申請の手続)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の平面図及び立面図
- (2) 対象資金の償還表の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 編入日前に月ヶ瀬村若者住宅利子助成金交付規則(平成 10年月ヶ瀬村規則第 6 号)の規定により行われた申請、決定その他の行為は、編入日以後においては、この告示の相当規定により行われた申請、決定その他の行為とみなす。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成 25年 3月 31日限り、その効力を失う。

(適用区分)

4 助成金の交付の対象となる利子は、平成 20年 3月 31日までに第 1 回目の交付申請が行われた対象資金に係る利子とする。

(平成 17年 3月 25日揭示済)

奈良市告示第 164号

奈良市月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金支給要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、農林業又は自営業に従事している月ヶ瀬地域の住民に対し、予算の範囲内で月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金(以下「奨励金」という。)を支給することにより、同地域への定住を促進し、その活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「月ヶ瀬地域」とは、編入前の月ヶ瀬村の区域をいう。

(対象者)

第 3 条 奨励金の支給を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 月ヶ瀬村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日に、月ヶ瀬地域内に居住する満 45歳以下の者で、同地域に引き続き 5年以上定住する意思があること。

(2) 農林業又は自営業に従事して 2年以内であること。

(奨励金の額等)

第 4 条 奨励金の額は、1人につき 100,000円とする。

2 奨励金は、1人につき 1回限り支給する。

(支給の手続)

第 5 条 奨励金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農林業又は自営業に従事してから 1年経過後に、月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金支給申請書(別記様式)に、第 3 条に規定する要件に該当することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、奨励金の支給を決定したときは、その旨を申請者に通知し、速やかに奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第 6 条 市長は、奨励金の支給を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により奨励金の支給を受けたとき。

(2) 奨励金の支給を受けてから 5年以内に月ヶ瀬地域から転出したとき。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 編入日前に月ヶ瀬村若者定住就労奨励金交付規則(平成 10年月ヶ瀬村規則第 7 号)の規定により行われた申請、決定その他の行為は、編入日以後においては、この告示の相当規定により行われた申請、決定その他の行為とみなす。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成 20年 3月 31日限り、その効力を失う。

別記様式（第 5 条関係）

月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金支給申請書

日
月
年

(あて先) 奈良市長

住所
申請者
氏名
電話 ()
印

月ヶ瀬地域若者定住就労奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

生 年 月 日	年 月 日 生
職 業	
就 労 年 月 日	年 月 日
注 意 事 項	1 月ヶ瀬地域に住民登録がされていても、現に居住していないときは、奨励金は支給しません。 2 奨励金の支給を受けてから 5 年以内に月ヶ瀬地域から転出したときは、奨励金の返還を命じることがあります。

(平成 17年 3月 25日 掲示済)

奈良市告示第 165号

奈良市月ヶ瀬地域出産奨励金支給要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市月ヶ瀬地域出産奨励金支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 3 子以降の子を出産した月ヶ瀬地域の住民に対し、予算の範囲内で月ヶ瀬地域出産奨励金(以下「奨励金」という。)を支給することにより、同地域への定住を促進し、その活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「月ヶ瀬地域」とは、編入前の月ヶ瀬村の区域をいう。

(交付要件)

第 3 条 奨励金の支給を受けることができる者は、第 3 子以降の子を出産した者(以下「出産者」という。)で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 月ヶ瀬村の編入の際、現に月ヶ瀬地域内に 3 月以上居住し、引き続き同地域に定住する意思があること。
- (2) 奨励金の支給時に、引き続き出産した子(以下「出

生児」という。)を養育していること。

2 前項の規定にかかわらず、出産者が死亡した場合その他出産者が出生児を養育していない場合は、当該出生児を養育している者に奨励金を支給するものとする。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、第 3 子以降の出生児 1 人につき 300,000 円とする。

(支給の手続)

第 5 条 奨励金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出産後 6 月以内に、月ヶ瀬地域出産奨励金支給申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、奨励金の支給を決定したときは、その旨を申請者に通知し、速やかに奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第 6 条 市長は、奨励金の支給を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 奨励金の支給を受けてから 1 年以内に月ヶ瀬地域から転出したとき。

(補則)
 第7条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に
 必要な事項は、その都度市長が定める。
 附 則
 (施行期日)
 1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
 (経過措置)
 2 月ヶ瀬村の編入の日前に月ヶ瀬村出産奨励金交付規則
 (平成 10年月ヶ瀬村規則第 10号)の規定により行われた

申請、決定その他の行為は、同日以後においては、この
 告示の相当規定により行われた申請、決定その他の行為
 とみなす。
 (この告示の失効)
 3 この告示は、平成 20年 9月 30日限り、その効力を失
 う。
 (適用区分)
 4 この告示は、平成 20年 3月 31日までに第 3子以降の
 子を出産した者について適用する。

別記様式(第 5 条関係)

月ヶ瀬地域出産奨励金支給申請書

日
月
年

(あて先) 奈良市長

住所
 申請者
 氏名
 電話 ()
 印

月ヶ瀬地域出産奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

生まれた子の氏名	性別	性 別	男 ・ 女
生年月日	日 生	年 月 日	
父母の氏名	父	母	
注 意 事 項	1 月ヶ瀬地域に住民登録がされていても、現に居住していない ときは、奨励金は支給しません。 2 奨励金の支給を受けてから 1 年以内に月ヶ瀬地域から転出し たときは、奨励金の返還を命じることがあります。		

(平成 17年 3月 25日 揭示済)

奈良市告示第 166号

奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部を改
 正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部
 を改正する告示

(奈良市開発指導要綱の一部改正)

第 1 条 奈良市開発指導要綱(昭和 62年奈良市告示第 229
 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中 「奈良市水道水源保護指導要綱」の次に 「及
 び奈良市簡易水道水源保護指導要綱」を加える。

(奈良市開発指導要領の一部改正)

第 2 条 奈良市開発指導要領(昭和 62年奈良市告示第 230

号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(9) 簡易水道水源保護地域

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 25日 揭示済)

奈良市告示第 167号

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正す
 る告示を次のように定める。

平成 17年 3月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改
 正する告示

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱(平成 4 年奈良
 市告示第 121号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中 第 56条の 3、第 56条の 10若しくは第 69条」を「第 71条、第 78条若しくは第 109条」に、「第 83条の 7」を「第 147条」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村文化財保護条例（昭和 54年月ヶ瀬村条例第 4 号）の規定により月ヶ瀬村指定文化財に指定されている文化財（前 3 号に規定する文化財等を除く。以下「旧月ヶ瀬村指定文化財」という。）（教育委員会が定めるものを除く。）及び都祁村文化財保護に関する条例（昭和 42 年都祁村条例第 10号）の規定により都祁村指定文化財に指定されている文化財（前 3 号に規定する文化財等を除く。以下「旧都祁村指定文化財」という。）（教育委員会が定めるものを除く。）

第 3 条第 1 号中「市指定文化財」の次に「旧月ヶ瀬村指定文化財及び旧都祁村指定文化財」を加える。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 補助金の交付の限度額は、1 事業につき 2,000万円とし、単年度で 1,000万円とする。ただし、次の各号に掲げる補助金の交付の限度額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 市指定文化財の建造物の修理に係る補助金 1 事業につき 7,500万円かつ単年度で 2,500万円
- (2) 旧月ヶ瀬村指定文化財に係る補助金 1 事業につき 100万円
- (3) 旧都祁村指定文化財に係る補助金 1 事業につき 10 万円

別表に次のように加える。

旧月ヶ瀬村指定文化財	補助対象経費の総額の 2 分の 1 以内の額
旧都祁村指定文化財	補助対象経費の総額以内の額

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 28日揭示済)

奈良市告示第 168号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 17年 3月 28日
 - 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 17年 3月 28日揭示済)

奈良市告示第 169号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 7月 12日 奈良市指令都整開第 04A- 14号
平成 16年 11月 19日 奈良市指令都整開第 04A- 14- 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 3月 28日 第 923号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘二丁目 4048番地の 29
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園中 5 - 705- 4 - 506
吉村 昭
(平成 17年 3月 28日揭示済)

奈良市告示第 170号から第 178号までは、奈良市公報号外第 5 号に掲載

奈良市告示第 179号

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱（平成 14 年奈良市告示第 524号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中【保育所運営費】を削り、「国庫補助対象職員である者」の次に「及び保育所職員」を加える。

第 5 条中「6,000円」を「5,940円」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 3月 29日から施行し、この告示による改正後の奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の規定は、平成 16年度予算に係る補助金から適用する。
(平成 17年 3月 29日揭示済)

奈良市告示第 180号

奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱
(目的)

第 1 条 この要綱は、家に閉じこもりがちな高齢者及び要

介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所による生きがい活動の指導援助等の各種サービスを提供する生きがい活動支援通所事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及び要介護状態への進行の防止を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 事業は、利用者及びサービス内容の決定を除き、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

（実施施設）

第3条 事業は、月ヶ瀬地域にあっては奈良市月ヶ瀬福祉センターで、都祁地域にあっては奈良市都祁福祉センターで実施する。

（対象者）

第4条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、月ヶ瀬地域又は都祁地域に住所を有する者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 在宅のおおむね 65歳以上の者（次号において「高齢者」という。）であること。
- (2) 単身世帯、高齢者のみの世帯その他これらに準ずる世帯に属する者であること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）において「自立」と認定されている者その他身体介護を要しないとみなされている者であること。
- (4) 家に閉じこもりがちな者であること。

（事業の内容）

第5条 事業者は、事業の実施のため、生きがい活動援助員（以下「援助員」という。）を置くものとする。

2 援助員は、日常動作訓練、趣味活動等の各種事業を実施するため、対象者のニーズを把握し、次に掲げる生きがい活動に関するサービスを提供する。

- (1) 健康及び生きがいに関する教養講座
- (2) 高齢者のスポーツ活動
- (3) 陶芸、園芸等の創作活動
- (4) 手芸、木工、絵画等の趣味活動
- (5) 日常動作訓練
- (6) その他遠足、社会奉仕活動等の生きがい活動

3 事業者は、前項に規定するサービスを提供するときは、必要に応じて給食を実施するものとする。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者又はその養護者は、奈良市生きがい活動支援通所事業利用申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者状況調書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 診断書（別記第4号様式）

（決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容に

基づき、対象者の身体状況、世帯の状況等を調査し、事業の利用が適当と認められるときは、奈良市生きがい活動支援通所事業利用決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するとともに、奈良市生きがい活動支援通所事業依頼書（別記第6号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、事業の利用が適当でないとき、奈良市生きがい活動支援通所事業利用不承認決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業に基づくサービスの提供が緊急を要すると認めるときは、前条の申請並びに第1項の決定及び通知を口頭により処理し、事後において所定の手続を行うものとする。

（変更の届出）

第8条 事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその養護者は、住所等申請書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市生きがい活動支援通所事業変更届（別記第8号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、事業者に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

（利用の停止等）

第9条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、事業に基づくサービスの提供を停止し、又は廃止することがある。

- (1) 月ヶ瀬地域又は都祁地域から転出し、又は転居したとき。
- (2) 入院等により3月以上継続して事業を利用しなかったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 介護保険法において「要支援」又は「要介護」と認定されたとき。

2 市長は、前項の規定によりサービスの提供を停止し、又は廃止したときは、奈良市生きがい活動支援通所事業利用停止（廃止）通知書（別記第9号様式）により、利用者及び事業者に通知するものとする。

（費用の負担）

第10条 市長は、事業者に対し、事業に基づくサービスの提供に要する経費を支弁する。

2 利用者は、事業の利用に伴う費用のうち原材料等の実費相当額として、別表に定める額を負担し、事業者に支払うものとする。

（関係機関との連携等）

第11条 市長は、常に事業者との連携を密にするとともに、民生委員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

（利用者台帳の整備）

第12条 市長は、事業の利用者等を把握するため、奈良市生きがい活動支援通所事業利用者台帳を整備するものとする。

(その他)

第 13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に月ヶ瀬村又は都祁村が実施する生きがい活動支援通所事業の利用決定を受けている者は、当該施行の日以後においては、この告示の規定により事業の利用決定を受けた者とみなす。

3 この告示の施行の際、現に月ヶ瀬村長又は都祁村長に対して行われている生きがい活動支援通所事業の利用申請その他の行為は、当該施行の日以後においては、この告示の規定により行われた事業の利用申請その他の行為とみなす。

別表(第 10条関係)

費用負担額

区 分	基本サービス	給食サービス
月ヶ瀬地域	200円	600円
都祁地域	300円	400円

(注) 1 「基本サービス」とは、事業に基づくサービスのうち、給食サービス以外のサービスをいう。

2 「給食サービス」とは、第 5 条第 3 項に規定する給食をいう。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

奈良市生きがい活動支援通所事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 印
(電話番号)

次のとおり生きがい活動支援通所事業を利用したいので、奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱第 6 条の規定により申請します。

利 用 者	住 所	電話 (-)			
	フリガナ 氏 名	年 月 日生 (歳)			
世 帯 状 況	1 単身世帯 2 高齢者のみの世帯 3 その他 ()				
	氏 名	続柄	生年月日	同居・別居	連 絡 先
緊 急 連 絡 先	氏 名	続柄	住 所		電 話 番 号
住居付近略図			住宅平面図		

- 添付書類 1 . 利用者状況調書
 2 . 誓約書
 3 . 診断書

第 2 号様式 (第 6 条関係)

利用者状況調書

対 象 者 名			
視 力	普通・弱視・全盲	排 せ つ	自立・一部介助・全介助
聴 力	普通・やや難聴・難聴	食 事	自立・一部介助・全介助
言 語	普通・少し不自由・不自由	入 浴	自立・一部介助・全介助
歩 行	自立・一部介助・全介助	着 脱 衣	自立・一部介助・全介助
バスの乗降	自立・一部介助・全介助		
日常生活の 状 態			
認知症の有無	無・有(1 軽度 2 中度 3 重度)		
身体障害者手帳	無・有(第 号) 種 級		
障 がい 名			
疾 病	無・有 (病名)	かかりつけの 医療機関名	
健康保険の 種 類	(被保険者名)	保 険 者 番 号	
		記 号 ・ 番 号	
介護保険の 認 定 状 況	1 自立 2 要介護(1・2・3・4・5)・要支援 3 未申請 4 認定待ち(申請日 年 月 日)		
介 護 上 の 注 意 事 項			

第 4 号様式 (第 6 条関係)

誓 約 書

奈良市生きがい活動支援通所事業の利用に際し、次の事項について同意いたします。

- 1 サービスの利用中に不可抗力により発生した事故については、異議申立てをいたしません。
- 2 サービス実施時における利用者の状況の急変に際し、サービス提供者が行った処置に対し、異議申立てをいたしません。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所
氏 名

印

診 断 書
(奈良市生きがい活動支援通所事業用)

対 象 者	住所			
	氏名	男・女	年 月 日	生 日
現在の疾病				
伝染性 疾 病	1 結核等伝染性疾病が認められません。 2 疾病の伝染が考えられません。			
総 合 所 見	1 医療処遇を要しません。			
	2 医療処遇を要します。			
	ア 要通院			
	イ 要入院			
	3 入浴の可否 (可 ・ 否)			
4 移送の可否 (可 ・ 否)				
5 その他特記事項				
[]				

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名
担当医師名

印

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

様 (委託先) 様

奈良市長 印

奈良市生きがい活動支援通所事業依頼書

奈良市生きがい活動支援通所事業の利用者を決定したので、申請書の写し等を添えて依頼します。

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

奈良市生きがい活動支援通所事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市生きがい活動支援通所事業の利用については、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

対 象 者	住所	年 月 日
	氏名	
利用開始日	年 月 日	
サービス 実施施設	奈良市月ヶ瀬福祉センター 奈良市都祁福祉センター	
備 考		

第7号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

奈良市生きがい活動支援通所事業利用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市生きがい活動支援通所事業の利用については、次の理由により認められませんでしたのでお知らせします。

利用希望者	
不承認の理由	

第8号様式(第8条関係)

奈良市生きがい活動支援通所事業変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所 氏名
(電話番号 -)

次のとおり奈良市生きがい活動支援通所事業利用申請書の記載事項に変更がありまして、奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

対象者氏名	変更前	変更後
サービス内容		
その他		

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 9 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日
第 年

様

印

奈良市長

奈良市生きがい活動支援通所事業利用停止 (廃止) 通知書

年 月 日付けで決定した奈良市生きがい活動支援通所事業の利用については、次の理由により停止 (廃止) しましたのでお知らせします。

対象者名	年 月 日	年 月 日	時間
停止 (廃止) 理由			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成 17年 3月 29日揭示済)

奈良市告示第 181号

奈良市外出支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市外出支援サービス事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、外出支援サービス事業 (以下「サービス」という。) を実施することにより、高齢者が健全で安定した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(サービスの実施)

第 2 条 サービスは、利用者の決定を除き、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 (以下「事業者」という。) に委託して実施するものとする。

(対象者)

第 3 条 サービスを利用することができる者 (以下「対象者」という。) は、月ヶ瀬地域又は都祁地域に住所を有する者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 在宅のおおむね 65歳以上の者 (第 3 号において「高齢者」という。) であること。
- (2) 老衰、心身の障がい、傷病等の理由により、一般の

公共交通機関を利用することが困難な者であること。

- (3) 次条第 2 項に規定するサービスにおいては、単身世帯、高齢者のみの世帯その他これらに準ずる世帯に属する者であること。

(サービスの内容)

第 4 条 サービスの内容は、リフト車両等の移送用車両による対象者の居宅と市の生きがい活動支援通所事業を実施する場所との間の送迎とする。

- 2 月ヶ瀬地域に住所を有する対象者にあつては、前項に規定するもののほか、対象者の居宅と医療機関等との間の送迎を行うものとする。

(サービスの基準)

第 5 条 サービスは、生きがい活動支援通所事業の実施日及び医療機関等の診療日等に実施するものとする。

- 2 対象者又はその養護者は、対象者が重度障がい者その他介護を必要とする者であるときは、サービスを利用する際に介護者を付けなければならない。
- 3 前条第 2 項の医療機関等への送迎は、月ヶ瀬地域内の医療機関等への送迎に限るものとし、対象者 1 人につき往復週 1 回の利用を限度とする。ただし、医師等の紹介状があるときは、旧上野市の地域への送迎を行うことがある。

- 4 市長は、必要と認めたときは、第 1 項及び前項の規定による基準を超えてサービスを実施することがある。

(サービスの利用申請)

第 6 条 サービスを利用しようとする者又はその養護者は、奈良市外出支援サービス事業利用申請書（別記第 1 号様式）に、誓約書（別記第 2 号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（サービスの利用決定等）

第 7 条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容に基づき、対象者の身体状況、世帯の状況等を調査し、サービスの利用を要すると認めるときは、奈良市外出支援サービス事業利用決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するとともに、奈良市外出支援サービス事業依頼書（別記第 4 号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、サービスを要しないと認めるときは、奈良市外出支援サービス事業利用不承認決定通知書（別記第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、サービスの実施が緊急を要すると認めるときは、前条の申請並びに第 1 項の決定及び通知を口頭により処理し、事後において所定の手続を行うものとする。

（変更の届出）

第 8 条 サービスの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその養護者は、住所等申請書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市外出支援サービス事業変更届（別記第 6 号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、事業者に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

（利用の停止等）

第 9 条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、サービスの実施を停止し、又は廃止することがある。

(1) 月ヶ瀬地域又は都祁地域から転出し、又は転居したとき。

(2) 入院等により 3 月以上継続して事業を利用しなかったとき。

(3) 死亡したとき。

2 市長は、前項の規定によりサービスの実施を停止し、又は廃止したときは、奈良市外出支援サービス事業利用停止（廃止）通知書（別記第 7 号様式）により、利用者及び事業者へ通知するものとする。

（費用の負担）

第 10 条 市長は、事業者に対し、サービスの実施に要する経費を支弁する。

2 サービスに係る利用者の自己負担額は、無料とする。

（サービス利用者台帳の整備）

第 11 条 市長は、サービスの利用者等を把握するため、奈良市外出支援サービス事業利用者台帳を整備するものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に月ヶ瀬村又は都祁村が実施する外出支援サービス事業の利用決定を受けている者は、当該施行の日以後においては、この告示の規定によりサービスの利用決定を受けた者とみなす。

3 この告示の施行の際、現に月ヶ瀬村長又は都祁村長に対して行われている外出支援サービス事業の利用申請その他の行為は、当該施行の日以後においては、この告示の規定により行われたサービスの利用申請その他の行為とみなす。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

奈良市外出支援サービス事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名 印
(電話番号 -)

次のとおり外出支援サービスを受けたいので、奈良市外出支援サービス事業実施要綱第 6 条の規定により申請します。

対 象 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	年 月 日生 (歳)	男・女	
	介 護 者			
	障がいの程 度	身体障害者手帳 (有 ・ 無) 障がいの等級 種 級 障がいの名称 ()	1 座位姿勢可能 2 ねたきり状態	
車 い す	1 使用している。 2 使用していない。			

世 帯 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	性 別	自 宅 付 近 の 見 取 図
	1 単身世帯 2 高齢者のみの世帯 3 その他 ()				

サービスを希望する理由

(注) この申請書には、誓約書を添付してください。

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日

(申請者) 様

奈良市長 印

奈良市外出支援サービス事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市外出支援サービス事業の利用について、
次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	住所	(年 月 日生)
	氏名	
利用開始日	年 月 日	
備 考		

第2号様式(第6条関係)

誓 約 書

奈良市外出支援サービス事業の利用に際し、次の事項について同意いたします。

- 1 サービス実施に関する処遇及び不可抗力により発生した事故については、異議申立てをいたしません。
- 2 サービス実施時における利用者の状況の急変に際し、サービス提供者が行った処置に対し、異議申立てをいたしません。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所
氏 名

印

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

(委託先)

様

(申請者)

様

奈良市長 印

奈良市長 印

奈良市外出支援サービス事業依頼書

奈良市外出支援サービス事業利用不承認決定通知書

奈良市外出支援サービス事業の利用者を決定したので、申請書の写し等を添えて依頼します。

年 月 日付で申請のあった奈良市外出支援サービス事業の利用については、次のとおり認められませんので、通知します。

利用希望者名	
不承認の理由	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 6 号様式 (第 8 条関係)

奈良市外出支援サービス事業変更届

(あて先) 奈良市長

年 月 日

様

奈良市長

印

第 年 月 日
号

届出者 住所
氏 名
(電話番号)

奈良市外出支援サービス事業利用停止 (廃止) 通知書

年 月 日付で決定した奈良市外出支援サービス事業の利用については、
次の理由により停止 (廃止) しましたので通知いたします。

次のとおり奈良市外出支援サービス事業利用申請書の記載事項に変更がありましたの
で、奈良市外出支援サービス事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

対象者氏名	変 更 前	変 更 後
サービス内容		
そ の 他		

利 用 者 名	
利 用 施 設 名	
停止 (廃止) 期日	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
停止 (廃止) 理由	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教
示を記載する。

奈良市告示第 182号

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱（昭和 63年奈良市告示第 76号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中 各「にあつては、第 1号」を 場合にあつては第 1号に掲げる費用、貸与利用者が生活保護法（昭和 25年法律第 14号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する場合にあつては第 1号」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 29日揭示済）

(1) 月ヶ瀬地域

万年青年クラブ等	補助年度	補助金の額
万年青年クラブ (1) 適正クラブ (2) 小規模クラブ	平成 17年度から 平成 21年度まで	年額 46,560円 年額 23,280円
	平成 17年度	年額 (72円×会員数) + 194,000円 + 714,320円 + 350,000円
地区万年青年クラブ連合会	平成 18年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 8
	平成 19年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 6
	平成 20年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 4
	平成 21年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 2

(2) 都祁地域

万年青年クラブ等	補助年度	補助金の額
万年青年クラブ (1) 適正クラブ (2) 小規模クラブ	平成 17年度から 平成 21年度まで	年額 60,000円 年額 30,000円
	平成 17年度	年額 250,000円 + (85円×会員数) + 300,000円
地区万年青年クラブ連合会	平成 18年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 8
	平成 19年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 6
	平成 20年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 4
	平成 21年度	平成 17年度補助金額 × 10分の 2

万年青年クラブに対する補助金の額については、年額 1,000円に、適正クラブについては 50人を超える人数を、小規模クラブについては 25人を超える人数を乗じて得た額を加算する。

別表中

2 レクリエーションその他前号以外の活動に要する経費	地区万年青年クラブ連合会	年額 14,000円 + (80円×会員数)	を
	万年青年クラブ	年額 6,000円	

2 レクリエーションその他前号以外の活動に要する経費	地区万年青年クラブ連合会	年額 14,000円 + (80円×会員数)	に
----------------------------	--------------	------------------------	---

改める。

奈良市告示第 183号

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱（昭和 63年奈良市告示第 78号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

4 平成 17年度から平成 21年度までの間における月ヶ瀬地域及び都祁地域の万年青年クラブ等の活動に対する補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 29日 掲 示 済)

奈良市告示第 184号

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱を廃止する告示

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱(平成 3年奈良市告示第 313号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前日に受診された人間ドック検診に係る検診料の助成については、なお従前の例による。
(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市告示第 185号

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 299号)の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 第 1 号 ア を削り、同号 イ 中「老人ホームヘルプサービス事業又は」を削り、同号 中 イ をア とし、ウ をイ とし、同項 第 2 号 を次のように改める。

(2) 世帯全員の当該年度(4月から6月までの申請にあつては、前年度)分の市町村民税が非課税である世帯(生活保護受給世帯を除く。)に属する 65歳以上の要介護者等で、65歳到達以前に身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けているもの。ただし、前号に規定する者を除く。

第 3 条 第 2 項 を削る。

第 4 条 第 1 項 中「次に定めるところにより利用者負担額」を「利用者負担額に 10分の 7 を乗じて得た額」に改め、同項各号を削る。

附則第 4 項の前の見出し、同項及び附則第 5 項を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前日に行われた訪問介護に係る利用者負担額の支払については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱第 6 条 第 1 項の訪問介護利用者負担額減額認定証(以下「認定証」という。)の交付を受けている者で、この告示による改正後の奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱第 3 条の規定に該当するものに対しては、有効期間が平成 17年 4月 1日から同年 6月 30日までの認定証を交付するものとする。

(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市告示第 186号

奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱を次のように定める。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業(以下「軽減措置事業」という。)について必要な事項を定め、訪問介護を利用する市民の負担の均衡を図り、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「要介護者等」とは、介護保険法(平成 9 年法律第 123号。以下「法」という。)第 7 条 第 3 項に規定する要介護者及び同条 第 4 項に規定する要支援者をいう。

2 この要綱において「訪問介護」とは、法第 7 条 第 6 項に規定する訪問介護をいう。

3 この要綱において「指定居宅サービス事業者」とは、法第 41 条 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。

4 この要綱において「指定居宅介護支援事業者」とは、法第 46 条 第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。

5 この要綱において「特別地域加算」とは、訪問介護に要する費用について、厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 24号)において 15/パーセント相当の加算が行われることをいう。

6 この要綱において「利用者負担額」とは、法の規定により訪問介護に係るサービスを受けた場合に、被保険者が指定居宅サービス事業者に支払うべき額をいう。

(対象者)

第 3 条 軽減措置事業の対象者(以下「対象者」という。)は、本市が行う介護保険の被保険者(生活保護受給者を除く。)であつて、当該年度(4月及び5月については、前年度)における市町村民税が非課税又は免除されている要介護者等として市長が確認したものとする。

(軽減法人)

第 4 条 軽減措置事業により利用者負担額を軽減する法人

(以下「軽減法人」という。)は、特別地域加算が行われる地域に事業所を有し、軽減措置事業を行うことを奈良県又は市に申し出た社会福祉法人とする。

(対象サービス及び軽減内容)

第 5 条 軽減措置事業の対象となる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、軽減法人が提供する訪問介護サービス(特別地域加算が行われる地域にある事業所が実施するものに限る。)とする。

2 軽減措置事業の内容は、対象サービスにつき、利用者負担額の 1 割分を減額するものとする。

(適用除外)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 299号)及び奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 325号)に基づく訪問介護に係る利用者負担額の減免措置の適用を受ける訪問介護については、対象サービスとしない。

(情報提供)

第 7 条 軽減法人及びその実施する対象サービスについては、諸官庁から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに要介護者等、指定居宅支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第 8 条 第 3 条の規定による確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別地域加算に係る利用者負担額減免対象確認(更新)申請書(別記第 1 号様式)に、介護保険被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

(決定)

第 9 条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請者が対象者に該当するか否かについて審査を行い、審査の結果を特別地域加算に係る利用者負担額減免決定通知書(別記第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、対象者に該当するときは、訪問介護利用者負担額減免確認証(別記第 3 号様式。以下「確認証」という。)を申請者に交付するものとする。

(確認証)

第 10 条 確認証の有効期間は、申請のあった日(更新の場合は、7 月 1 日)から翌年の 6 月 30 日までとする。ただし、申請のあった日が 1 月から 6 月までの間である場合には、当該年の 6 月 30 日までとする。

(確認証の返還)

第 11 条 確認証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、対象者でなくなったときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の提示)

第 12 条 受給者は、指定居宅サービス事業者に居宅介護サービス計画の作成を依頼するとき又は軽減法人による訪問介護サービスを受けるときは、事前に確認証を提示するものとする。

(利用者負担)

第 13 条 減免対象者は、軽減法人に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第 14 条 偽りその他不正の手段によって、この要綱による利用者負担額の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人と協議の上、当該軽減を受けた者から軽減を受けた価格の全額又は一部を軽減法人に返還するよう求めるものとする。

(公費助成)

第 15 条 市長は、軽減法人がこの要綱に基づき対象者に対象サービスに係る利用者負担額の軽減を行ったときは、当該軽減額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を助成する。

(譲渡又は担保の禁止)

第 16 条 この要綱による利用者負担額の軽減を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、軽減措置事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に月ヶ瀬村長及び都祁村長から訪問介護利用者負担額減免確認証を交付されている者に対しては、確認証を交付するものとする。

別記

第1号様式(第8条関係)

特別地域加算に係る利用者負担額減免対象確認(更新)申請書

フリガナ		-----		保険者番号			
被保険者氏名		-----		被保険者番号			
生年月日		年 月 日生		性別	男 ・ 女		
住 所		〒		電話番号			
利用者負担額 減額申請理由						減免申請サービス (訪問介護)	
		氏 名	生 年 月 日	性別	生計中心者に をつけて ください。		
世 帯 構 成	世 帯 主						
	世 帯 員						
<p>(あて先)奈良市長</p> <p>上記のとおり特別地域加算に係る利用者負担額の減免対象の確認を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>							
申請代行事業者名				電話番号			

市記入欄(記入しないでください。)

交 付 年 月 日	備 考					
年 月 日	(所得状況等を把握)					
適 用 年 月 日	要支援 要介護()					
年 月 日 から	年度	非課税 課税				
有 効 期 間	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">確 認 者</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td></td> </tr> </table>		確 認 者		/	
確 認 者						
/						
年 月 日 まで						

第 3 号様式(第 9 条 - 第 1 条関係)

訪問介護利用者負担額減免確認証 [特別地域加算に係る訪問介護利用者の 利用負担額軽減措置]		交付年月日		年	月	日
		被 保 険 者 番 号	所	フリガナ	名	生 年 月 日
		取 給 者	氏 名	生 年 月 日	適 用 年 月 日	有 効 期 限
						減 額 内 容 (給 付 率)
						発 行 機 関 び 印
						奈 良 県 奈 良 市 二 条 大 路 南 一 丁 目 1 番 1 号 奈 良 市 印

(注)裏面に注意事項を記載する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市告示第 187号

奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱(平成 15年奈良市告示第 152号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱

第 1 条中 「心身障がい者の」を 「身体障がい者及び知的障がい者(以下 「障がい者」という。)の」に、「心身障がい者福祉作業所運営補助金」を 「障がい者福祉作業所運営補助金」に改める。

第 2 条中 「心身障がい者」を 「障がい者」に改める。

第 3 条第 1 項中 「心身障がい者団体等」を 「障がい者団体等」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中 「奈良市心身障がい者福祉作業所運営開始(変更・廃止)承認申請書」を 「奈良市障がい者福祉作業所運営開始(変更・廃止)承認申請書」に改める。

第 4 条中 「それぞれ」を削り、「補助基準額」を 「補助基準額の合計」に、「実支出額」を 「実支出額の合計」に

改める。

別表中【市長が別に定める福祉作業所にあつては、8,000円)】を削る。

別記第 1 号様式中 「奈良市心身障がい者福祉作業所運営開始(変更・廃止)承認申請書」を 「奈良市障がい者福祉作業所運営開始(変更・廃止)承認申請書」に、「心身障がい者福祉作業所の」を 「障がい者福祉作業所の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱別表の規定は、平成 17年度以後の年度分の障がい者福祉作業所運営補助金について適用し、平成 16年度までの年度分の心身障がい者福祉作業所運営補助金については、なお従前の例による。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市告示第 188号

奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程

の一部を改正する告示
奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程（昭和 49年奈良市告示第 76号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「第 11条の 7 第 3 項」を 「第 11条の 7 第 4 項」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第 6 条関係）

建築計画概要書等閲覧申請書

概要書を閲覧したいので、奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程第 6 条の規定により申請します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

閲覧者 住所
氏名
電話

1 概要書の種類	建築計画概要書	築造計画概要書
2 確認年度	年度	
3 確認番号	第	号
4 閲覧目的	1 不動産売買のための物件調査 2 建築行為が可能かどうかの確認 3 物件の鑑定・評価のための確認 4 融資・担保のための必要事項確認 5 過去の申請時における接道の扱いの確認 6 その他 ()	
備考		

- (注) 1 欄は、記入しないでください。
2 1 欄は、該当する にレ印を記入してください。
3 4 欄は、該当する番号に 印を付けてください。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市告示第 189号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示します。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	許可年月日
奈良 2181	平成 17年 3月 30日	奈良市八条四丁目 560- 1 カーハウス ゼロ	平成 14年 1月 25日
奈良 2251	平成 17年 3月 30日	奈良市 1 - 1 - 5 - 502 川原瑞穂	平成 15年 4月 2日
奈良 2218	平成 17年 3月 30日	(奈良市肘塚町 175- 10) 奈良市神殿町 281 - 110 大西真人	平成 15年 4月 23日
奈良 2241	平成 17年 3月 30日	生駒市西松ヶ丘 20 - 5 犬伏裕希	平成 15年 9月 2日
奈良 2193	平成 17年 3月 30日	奈良市八条四丁目 560- 1 貫上 勝	平成 16年 4月 12日
奈良 2298	平成 17年 3月 30日	奈良市朱雀六丁目 1 - 23 中村 稔	平成 16年 10月 28日

(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市告示第 190号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 252条の 6の規定により、平成 17年 3月 31日限り、奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会を廃止しました。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 17年 3月 31日 掲 示 済)

奈良市告示第 191号

固定資産課税台帳に登録すべき平成 17年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 411条第 2項の規定により公示します。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 17年 3月 31日 掲 示 済)

奈良市告示第 192号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱(平成 6年奈良市告示第 97号)の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中第 1号を削り、第 2号を第 1号とし、第 3号から第 10号までを 1号ずつ繰り上げ、同項に次の 5号を加える。

- (10) 社会福祉法人奈良苑
- (11) 社会福祉法人大和清寿会
- (12) 社会福祉法人中川会
- (13) 社会福祉法人広瀬福祉会
- (14) 社会福祉法人大和会

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日 掲 示 済)

奈良市告示第 193号

老人ホームへの入所措置等実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

老人ホームへの入所措置等実施要綱等の一部を改正する告示

(老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部改正)

第 1条 老人ホームへの入所措置等実施要綱(昭和 62年奈良市告示第 105号)の一部を次のように改正する。

第 3条第 1号の表中「痴呆等」を「認知症等」に改める。

明治

別記様式中「大正」を削り、「痴呆」を「認知症」に

昭和

改める。

(奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部改正)

第 2条 奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱(平成 2年奈良市告示第 243号)の一部を次のように改正する。

別記第 1号様式中「痴ほうの有無」を「認知症

の有無」に改める。

(奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部改正)

第 3条 奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 137号)の一部を次のように改正する。

第 1条中「痴ほう」を「認知症」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日 告示済)

奈良市告示第 194号

奈良市簡易水道水源保護指導要綱を次のように定める。
平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市簡易水道水源保護指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、水道法(昭和 32年法律第 177号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、本市の簡易水道水源を保護し、後世に引き継ぎ、安全でおいしい水を永続的に供給するため、事業者に対して必要な指導を行うことにより、住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 簡易水道原水の取水地点及び取水する水に影響を及ぼす水域をいう。
- (2) 対象施設 別表の左欄に掲げる施設をいう。
- (3) 事業者 次条第 1 項の水源保護地域内において対象施設を設置しようとする者をいう。

(水源保護地域及び特定保護区域の指定)

第 3 条 市長は、水源の水質を保全するため、本市の簡易水道の取水口の上流地域で対象施設からの排水水質について配慮が必要な地域を、水源保護地域として指定する。

- 2 市長は、前項の水源保護地域のうち、対象施設からの排水水質について特別な配慮が必要な区域を、特定保護区域として指定する。
- 3 市長は、前 2 項の規定により、水源保護地域又は特定保護区域を指定したときは、その旨を直ちに公表するものとする。

4 前項の規定は、水源保護地域又は特定保護区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(水源保護地域及び特定保護区域内における指導基準)

第 4 条 事業者は、水源保護地域内においては、別表の左欄に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる排水水質目標値(対象施設からの排水水質の目標値をいう。以下同じ。)を遵守しなければならない。

2 事業者は、水源保護地域内でゴルフ場を設置する場合は、前項の排水水質目標値を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) し尿等処理施設の処理水及びグリーン周りの排水については原則としてクローズド(循環再利用)方式とすること。
- (2) 農薬については、別表の付表の左欄に掲げる農薬を使用すること。ただし、やむを得ない事由によりその他の農薬を使用する場合は、市長と事前に協議すること。

(3) 魚毒性 C 類の農薬及び水質汚濁性農薬として指定された農薬の使用は避けること。

3 事業者は、特定保護区域内で対象施設(ゴルフ場を除く。)を設置する場合は、第 1 項の排水水質目標値を遵守するほか、排水については原則としてクローズド(循環再利用)方式としなければならない。

(事前協議)

第 5 条 事業者は、水源保護地域内において対象施設を設置しようとする場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の協議をしようとする事業者は、事前協議届出書(別記様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第 6 条 事業者は、前条第 1 項の協議の成立後、将来にわたって水源の水質の保全を図るため、速やかに市長と水質の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しなければならない。

(指導、助言等)

第 7 条 市長は、対象施設が前条の協定に違反していると認めるときは、事業者に対し、必要な指導、助言又は勧告をするものとする。

2 市長は、事業者が前項の指導、助言又は勧告に従わないときは、事業者に対し、対象施設の使用の一時停止を要請するものとする。

(変更届出等)

第 8 条 第 5 条第 1 項の協議をした事業者は、その協議に係る事項を変更しようとする場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

3 第 1 項の届出をした事業者は、第 6 条の規定に基づく協定を改めて締結しなければならない。

(測定記録義務)

第 9 条 事業者は、対象施設から排出される水の状態を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(報告及び立入検査)

第 10 条 市長は、事業者の協力を得て、この要綱の施行に必要な限度において、事業者から報告を徴し、又は対象施設への立入検査をするものとする。

(公表)

第 11 条 市長は、事業者が第 6 条の規定に基づく協定に違反したときは、その旨を公表する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、水源保護の指導について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

別表(第2条・第4条関係)

対象施設	排水水質目標値	
(1) ゴルフ場及びミニゴルフ場	アンモニア性窒素	0.5mg/l以下
	B O D	3.0mg/l以下
	C O D	3.0mg/l以下
	全窒素	5.0mg/l以下
	全リン	1.0mg/l以下
	農薬(この表の付表の左欄に掲げる農薬をいう。(5)の項において同じ。)	この表の付表の右欄に掲げる排水水質目標値
	その他有害物質	別に協定する。
(2) 砂利採取施設及び採石施設	S S	70.0mg/l以下
	鉄	10.0mg/l以下
	マンガン	10.0mg/l以下
	その他有害物質	別に協定する。
(3) 産業廃棄物処理施設	アンモニア性窒素	0.5mg/l以下
	B O D	20.0mg/l以下
	C O D	20.0mg/l以下
	シアン	検出されないこと。
	カドミウム	0.01mg/l以下
	六価クロム	0.05mg/l以下
	総水銀	検出されないこと。
	ヒ素	0.05mg/l以下
	鉛	0.10mg/l以下
	亜鉛	5.0mg/l以下
	P C B	検出されないこと。
	銅	3.0mg/l以下
	鉄	10.0mg/l以下
	マンガン	10.0mg/l以下
その他有害物質	別に協定する。	
(4) 大学、工場・研究所、文化・レクリエーション施設及びスポーツ施設(ゴルフ場及びミニゴルフ場を除く。)	アンモニア性窒素	0.5mg/l以下
	B O D	20.0mg/l以下
	C O D	20.0mg/l以下
	その他有害物質	別に協定する。
(5) その他水質汚濁を招くおそれのある施設	アンモニア性窒素	0.5mg/l以下
	B O D	20.0mg/l以下
	C O D	20.0mg/l以下
	全窒素	5.0mg/l以下
	全リン	1.0mg/l以下
	農薬	この表の付表の右欄に掲げる排水水質目標値
	その他有害物質	別に協定する。

別表の付表

農 薬		排水水質目標値
殺 虫 剤	イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/ℓ 以下
	イ ソ フ エ ン ホ ス	0.001mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/ℓ 以下
	ト リ ク ロ ル ホ ン	0.03 mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	0.003mg/ℓ 以下
	ピ リ ダ フ エ ン チ オ ン	0.002mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/ℓ 以下
	イ プ ロ ジ オ ン	0.3 mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	ト ル ク ロ ホ ス メ チ ル	0.08 mg/ℓ 以下
	フ ル ト ラ ニ ル	0.2 mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	エ ト リ ジ ア ゴ ー ル	0.004mg/ℓ 以下
	ク ロ ロ ネ ブ	0.05 mg/ℓ 以下
殺 菌 剤	ベ ン シ ク ロ ン	0.04 mg/ℓ 以下
	メ プ ロ ニ ル	0.1 mg/ℓ 以下
除 草 剤	ア シ ユ ラ ム	0.2 mg/ℓ 以下
	ナ プ ロ パ ミ ド	0.03 mg/ℓ 以下
除 草 剤	ブ タ ミ ホ ス	0.004mg/ℓ 以下
	ブ ロ ピ ザ ミ ド	0.008mg/ℓ 以下
除 草 剤	ベ ン ス リ ド	0.1 mg/ℓ 以下
	ペ ン デ ィ メ タ リ ン	0.05 mg/ℓ 以下
除 草 剤	テ ル ブ カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
	ベ ン フ ル ラ リ ン	0.08 mg/ℓ 以下
除 草 剤	メ コ プ ロ ッ プ	0.005mg/ℓ 以下
	メ チ ル ダ イ ム ロ ン	0.03 mg/ℓ 以下

別記様式（第 5 条関係）

事前協議届出書

日
月
年

（あて先）奈良市長

事業者
住所
氏名
電話

印

奈良市簡易水道水源保護指導要綱第 5 条の規定に基づき事前協議をしたので、次のとおり届け出ます。

対象施設の名 称	事 業 の 内 容	対象施設の設置場所	対象施設の敷地面積 ㎡	予 定 工 期	年 月 日
----------	-----------	-----------	----------------	---------	-------

（平成 17年 3月 31日揭示済）

奈良市告示第 195号

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示

（奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部改正）

第 1 条 奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱（昭和 63年奈良市告示第 76号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式の 2 中

「
」を

「
」に

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

（奈良市配食サービス事業実施要綱の一部改正）

第 2 条 奈良市配食サービス事業実施要綱（平成 6 年奈良市告示第 97号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「
」を

「
」に

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

別記第 5 号様式中

「
配食終了日
」を

「
配食終了日
」に

（注）余白にこの処分について不服がある場合に

おける不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」
改める。

(奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部改正)

第 3 条 奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱(平成 6 年奈良市告示第 358号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「
」を
」

「
」に

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部改正)

第 4 条 奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 137号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「注意事項 上記の理由で示された事由が消滅したときは、再度申請してください。」を

「注意事項 上記の理由で示された事由が消滅したときは、再度申請してください。」に

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

別記第 5 号様式中

「
」を
」

「
」に

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市家族介護慰労金支給要綱の一部改正)

第 5 条 奈良市家族介護慰労金支給要綱(平成 13年奈良市告示第 305号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「
」を
」

「
」に

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第 6 条 奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成 13年奈良市告示第 133号)の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式中

「この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、奈良市長に対して異議申立てをすることができます。」を

「(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に

改める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 掲 示 済)

奈良市告示第 196号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱を廃止する告示

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(平成 14 年奈良市告示第 120号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 掲 示 済)